

「都市における訴訟の係属状況に関する調べ」調査結果のポイント

はじめに

本会では、社会経済の進展に伴い行政事務が複雑多様化し、各市において住民との間で訴訟となる事例が増え始めた昭和 53 年以降、その実情を把握するため本調査を実施している。

本調査では、東京 23 特別区を含む全国 755 都市（平成 17 年 3 月 31 日現在）を対象とし、市又は市の機関が当事者となっている事件並びに個人たる市長又は職員が当事者となっている職務に関する訴訟事件で、

- (1)平成 16 年度中に新たに提起された訴訟事件
- (2)平成 16 年度中に判決等があった訴訟事件
- (3)平成 17 年 3 月 31 日現在裁判所に係属している訴訟事件

について調査し、その結果を以下のとおり、行政事件、民事事件の種別及び類型別に取りまとめた。

第 1 章 係争中の訴訟事件

表 1 は、係争中の訴訟事件の状況を示したものである。平成 17 年 3 月 31 日現在、訴訟事件（調停事件を除く。）は 2,508 件（前年度比 15 件増）で、全国 755 市（23 特別区を含む。）の 61.6%に当たる 465 市（同 29 件増、行政・民事事件の両方に該当している場合は 1 市と数える。）において係争中となっている。

表 1 係争中の訴訟事件（平成 17 年 3 月 31 日現在）の状況

	事件総数	該当市 1 市当たりの 事件数 <事件総数/該当市数>	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[755 市]>
行政事件	759 件 (23)	2.8 件 (▲0.1)	274 市 (20)	36.3% (0.6)
住民訴訟	352 件 (3)	2.1 件 (0.0)	165 市 (▲3)	21.9% (▲1.7)
民事事件	1,749 件 (▲8)	4.7 件 (▲0.3)	371 市 (17)	49.1% (▲0.6)
全 体	2,508 件 (15)	5.4 件 (▲0.3)	465 市 (29)	61.6% (0.4)

(注) 1 住民訴訟は行政事件の内数、() は対前年度増減を示す。

2 「全体」の該当市に係る数値は行政・民事事件の両方に該当している市があるため、行政事件及び民事事件の合計値とは一致しない。

1. 係争中の訴訟事件の状況

(1) 人口段階別の状況

表 2 は、係争中の訴訟事件を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表2 係争中の訴訟事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	100.0% (13市/13市)	政令指定都市	52.1件 (677件/13市)	政令指定都市 (20,640,148人)	32.8件 (677件)
25万人以上 50万人未満	95.5% (63市/66市)	50万人以上 100万人未満	14.1件 (254件/18市)	25万人以上 50万人未満 (22,953,725人)	26.0件 (596件)
50万人以上 100万人未満	94.7% (18市/19市)	25万人以上 50万人未満	9.5件 (596件/63市)	50万人以上 100万人未満 (11,899,285人)	21.3件 (254件)

(2) 係属裁判所別の状況

表3は、係争中の訴訟事件を係属裁判所別に示したものである。事件数が最も多いのは、「地方裁判所」1,926件で、全体(2,508件)の76.8%を占めている。

表3 係争中の訴訟事件における係属裁判所別の状況

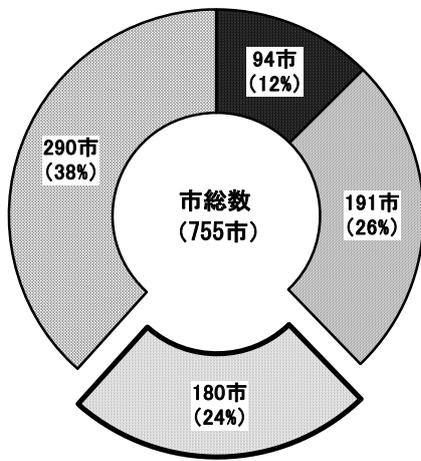
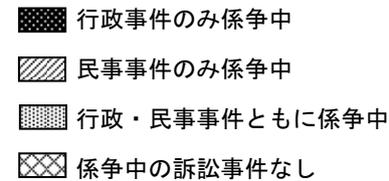
裁判所名	事件名		
	訴訟事件全体(行政・民事)	行政事件	民事事件
簡易裁判所	80件 (3.2%)		80件 (4.6%)
地方裁判所	1,926件 (76.8%)	545件 (71.8%)	1,381件 (78.9%)
高等裁判所	380件 (15.1%)	137件 (18.1%)	243件 (13.9%)
最高裁判所	122件 (4.9%)	77件 (10.1%)	45件 (2.6%)
合計	2,508件 (100.0%)	759件 (100.0%)	1,749件 (100.0%)

(注) 行政事件、民事事件は訴訟事件全体の内数

2. 係争中の行政事件及び民事事件の状況

第1図は、各市における行政事件及び民事事件の係属状況を示したものである。行政事件及び民事事件がともに係争中の180市について、人口段階別にみると、該当市の比率が最も高いのは、「10万人以上25万人未満の都市」で、32.2%（58市）となっている。また、ブロック別にみると、比率が最も高いのは、「関東地方」で、31.1%（56市）となっている。

第1図 各市における行政事件及び民事事件の係属状況



< 「行政事件及び民事事件がともに係争中の市」における
該当市の比率（上位3つまで） >

表6-1 人口段階別における該当市の比率

順位	人口段階	該当市の比率 (該当市数/行政・民事事件ともに 係争中の市[180市])
1	10万人以上25万人未満	32.2% (58市/180市)
2	25万人以上50万人未満	25.6% (46市/180市)
3	5万人以上10万人未満	20.0% (36市/180市)

表6-2 ブロック別における該当市の比率

順位	ブロック	該当市の比率 (該当市数/行政・民事事件ともに 係争中の市[180市])
1	関東地方	31.1% (56市/180市)
2	近畿地方	20.0% (36市/180市)
3	九州地方	10.6% (19市/180市)

第2章 平成16年度中に新たに提起された訴訟事件

表4は、平成16年度中に新たに提起された訴訟事件の状況を示したものである。新たに提起された訴訟事件は2,802件（前年度比223件減）で、全国755市の47.5%に当たる359市（同38件増。ただし、同じ市において、行政・民事事件の両方が提起されている場合においては2市として算出しており、延べ数である。）において提起されている。

表4 平成16年度中に新たに提起された訴訟事件の状況

	事件総数	該当市1市当たりの 事件数 <事件総数/該当市数>	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[755市]>
行政事件	368件（▲25）	2.2件（▲0.1）	170市（1）	22.5%（▲1.2）
住民訴訟	157件（▲15）	1.7件（▲0.1）	91市（▲6）	12.1%（▲1.5）
民事事件	2,434件（▲198）	8.1件（▲1.9）	299市（37）	39.6%（2.8）
全体	2,802件（▲223）	7.8件（▲1.6）	359市（38）	47.5%（2.4）

（注）1 住民訴訟は行政事件の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 「全体」の該当市に係る数値は延べ数である（同一市において行政・民事事件の両方が提起されている場合は2市と算出しているため。）。

1. 新たに提起された訴訟事件の状況

人口段階別の状況

表5は、新たに提起された訴訟事件を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表5 新たに提起された訴訟事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	100.0% (13市/13市)	政令指定都市	84.1件 (1,093件/13市)	政令指定都市 (20,640,148人)	53.0件 (1,093件)
50万人以上 100万人未満	94.7% (18市/19市)	50万人以上 100万人未満	15.4件 (278件/18市)	50万人以上 100万人未満 (11,899,285人)	23.4件 (278件)
25万人以上 50万人未満	93.9% (62市/66市)	25万人以上 50万人未満	8.7件 (538件/62市)	10万人以上 25万人未満 (22,953,725人)	23.4件 (538件)

2. 新たに提起された行政事件の状況

(1) 人口段階別の状況

表6は、新たに提起された行政事件を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

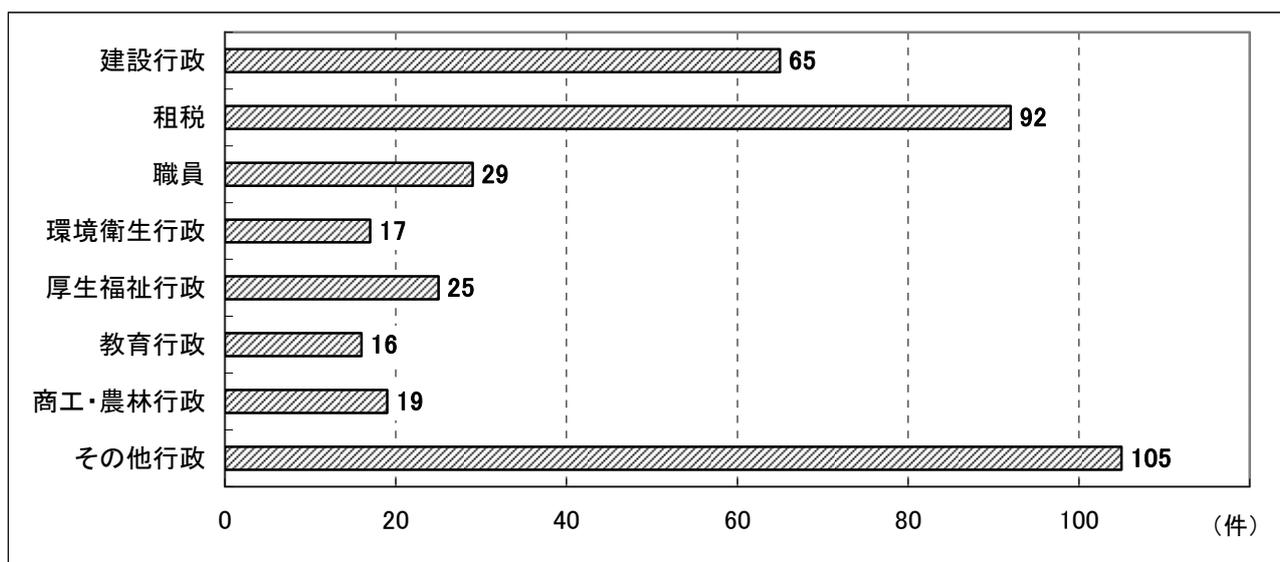
表6 新たに提起された行政事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	84.6% (11市/13市)	政令指定都市	5.9件 (65件/11市)	10万人以上 25万人未満 (24,314,034人)	4.0件 (98件)
50万人以上 100万人未満	63.2% (12市/19市)	50万人以上 100万人未満	2.8件 (34件/12市)	5万人未満 (8,949,629人)	4.0件 (36件)
25万人以上 50万人未満	62.1% (41市/66市)	25万人以上 50万人未満	2.1件 (85件/41市)	25万人以上 50万人未満 (22,953,725人)	3.7件 (85件)

(2) 事件種別の状況

第2図は、新たに提起された行政事件を事件種別に示したものである。事件数が最も多いのは、「租税関係」92件で、全体（368件）の25.0%を占めている。

第2図 新たに提起された行政事件における事件種別の状況（平成16年度中）



(注) 新たに提起された行政事件の総数：368件

3. 新たに提起された民事事件の状況

(1) 人口段階別の状況

表7は、新たに提起された民事事件を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

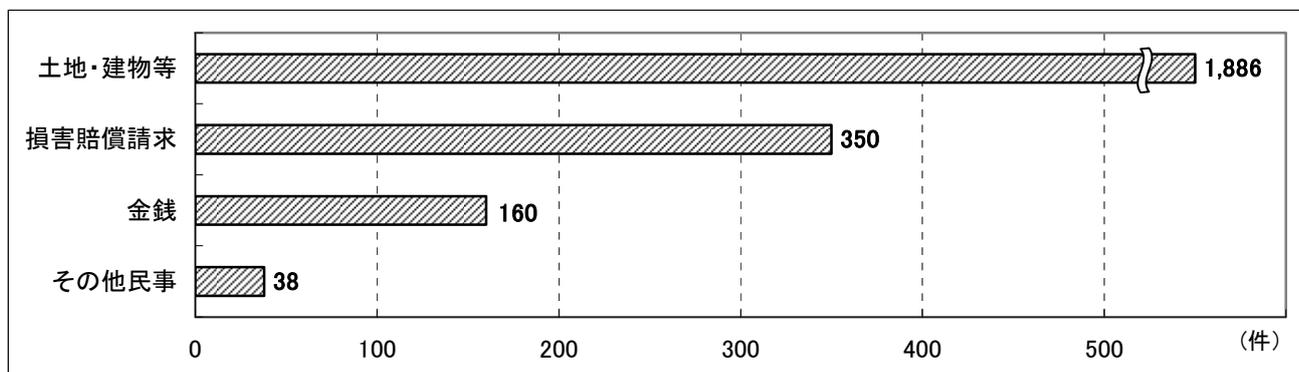
表7 新たに提起された民事事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	100.0% (13市/13市)	政令指定都市	79.1件 (1,028件/13市)	政令指定都市 (20,640,148人)	49.8件 (1,028件)
25万人以上 50万人未満	84.8% (56市/66市)	50万人以上 100万人未満	15.3件 (244件/16市)	50万人以上 100万人未満 (11,899,285人)	20.5件 (244件)
50万人以上 100万人未満	84.2% (16市/19市)	25万人以上 50万人未満	8.1件 (453件/56市)	25万人以上 50万人未満 (22,953,725人)	19.7件 (453件)

(2) 事件種別の状況

第3図は、新たに提起された民事事件を事件種別に示したものである。事件数が最も多いのは、「土地・建物等に関する事件」1,886件で、全体(2,434件)の77.5%を占めている。

第3図 新たに提起された民事事件における事件種別の状況(平成16年度中)



(注) 新たに提起された民事事件の総数：2,434件

(3) 事件類型別の状況

表8は、新たに提起された民事事件を事件類型別に示したものである(各類型、上位3つまで)。「土地・建物等に関する事件」のうち事件数が最も多いのは、「市営住宅明渡等請求事件」1,386件で、全体(1,886件)の73.5%を占めている。また、「損害賠償請求事件」のうち事件数が最も多いのは、「医療に関する事件」76件で、全体(350件)の21.7%となっている。さらに、「金銭に関する事件」のうち事件数が最も多いのは、「税・料金等請求事件」96件で、全体(160件)の60.0%となっている。

表8 新たに提起された民事事件における事件類型別の状況

土地・建物等に関する事件 (1,886件)			
順位	事件類型	件数	構成比
1	市営住宅明渡等請求事件	1,386件	73.5%
2	土地・建物等の明渡請求事件	374件	19.8%
3	境界及び所有権確認等請求事件	58件	3.1%
損害賠償請求事件 (350件)			
順位	事件類型	件数	構成比
1	医療に関する事件	76件	21.7%
2	学校・教育に関する事件	45件	12.9%
3	施設等の管理瑕疵に関する事件	41件	11.7%
金銭に関する事件 (160件)			
順位	事件類型	件数	構成比
1	税・料金等請求事件	96件	60.0%
2	給付・貸付金等返還請求事件	27件	16.9%
3	代金等請求事件	10件	6.3%

第3章 平成16年度中の判決等

表9は、平成16年度中の判決等の状況を示したものである。判決等（和解、取下を含む。以下同じ。）は2,827件（前年度比186件減）で、このうち、行政事件における判決等が493件（同95件減）、民事事件における判決等が2,334件（同91件減）となっている。

表9 平成16年度中の判決等の状況

	判決等総数	新たに提起された事件における判決等件数	新たに提起された事件における判決等件数／判決等総数
行政事件	493件（▲95）	64件（▲4）	13.0%（1.4）
住民訴訟	207件（▲19）	24件（4）	11.6%（2.8）
民事事件	2,334件（▲91）	1,279件（▲129）	54.8%（▲3.3）
合計	2,827件（▲186）	1,343件（▲133）	47.5%（▲1.5）

（注）1 住民訴訟は行政事件の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 判決等総数及び判決等件数は和解、取下を含む。

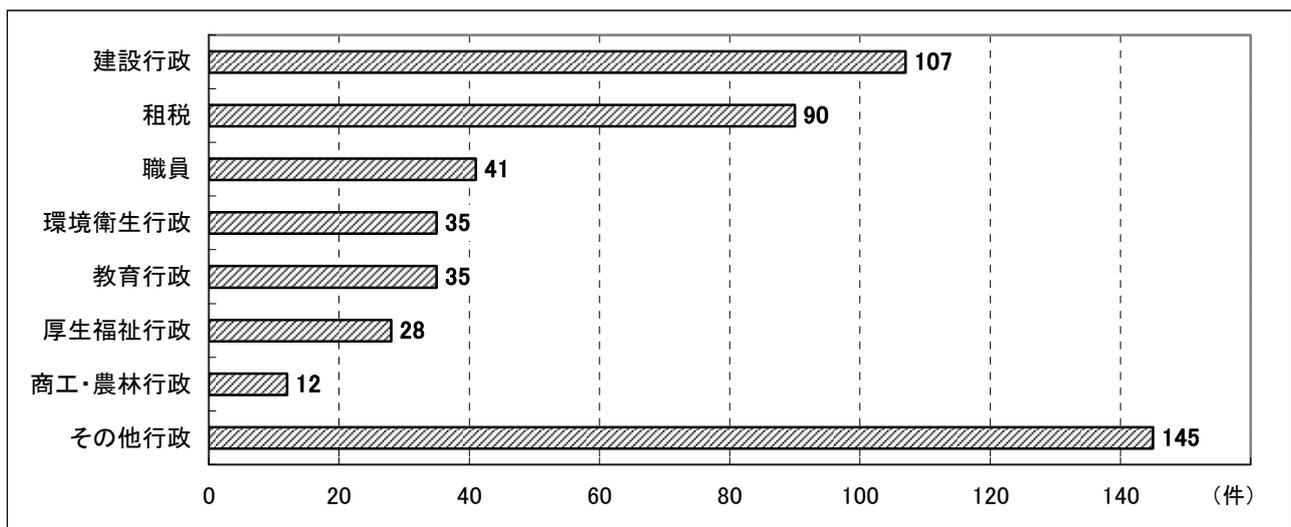
1. 平成16年度中の判決等の状況

(1) 行政事件における判決等の状況

① 事件種別の判決等

第4図は、行政事件における判決等を事件種別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「建設行政関係」107件で、全体（493件）の21.7%を占めている。

第4図 行政事件における判決等の事件種別の状況（平成16年度中）



（注）行政事件における判決等総数：493件

② 判決等のあった裁判所

表 10 は、行政事件における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」264 件で、全体（493 件）の 53.6% を占めている。

表 10 行政事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	行政事件
地方裁判所		264 件 (53.6%)
高等裁判所		157 件 (31.8%)
最高裁判所		72 件 (14.6%)
合計		493 件 (100.0%)

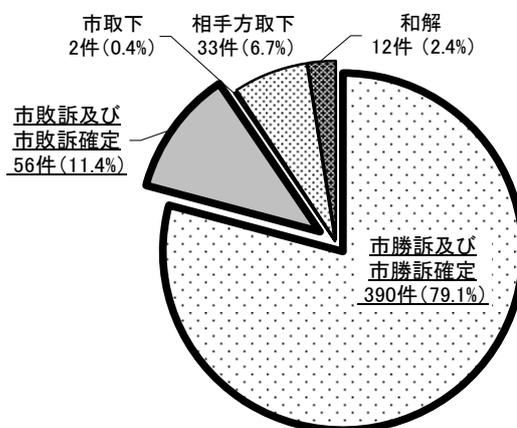
③ 判決等の内容

第 5 図は、行政事件における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 493 件のうち、市勝訴等件数（市勝訴及び市勝訴確定の件数。以下同じ。）は 390 件で、市勝訴率（判決等件数に占める市勝訴等件数の割合。以下同じ。）は 79.1%（前年度比 6.7%増）となっている。一方、市敗訴等件数（市敗訴及び市敗訴確定の件数。以下同じ。）は 56 件で、市敗訴率（判決等件数に占める市敗訴等件数の割合。以下同じ。）は 11.4%（同 6.5%減）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 33 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（493 件）の 85.8%（同 6.4%増）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件種別にみると、「建設行政関係」86 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「租税関係」9 件が最も多くなっている。

第 5 図 行政事件における判決等（493 件）の内容別の状況



市勝訴等件数(390件)



市敗訴等件数(56件)

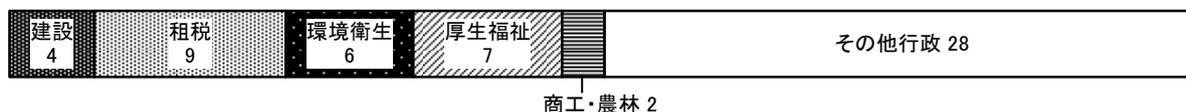


表 11 は、行政事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「教育行政関係」100.0%で、市敗訴率が最も高いのは、「厚生福祉行政関係」25.0%となっている。

表 11 行政事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率

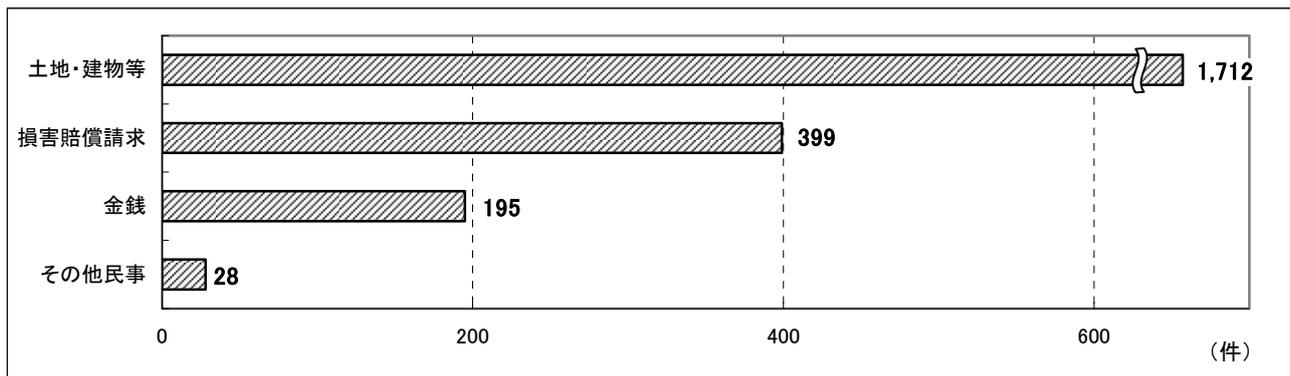
事件種別	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件種別	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
教育行政関係	100.0% (35 件/35 件)	厚生福祉行政関係	25.0% (7 件/28 件)
職員関係	87.8% (36 件/41 件)	環境衛生行政関係	17.1% (6 件/35 件)
租税関係	86.7% (78 件/90 件)	商工・農林行政関係	16.7% (2 件/12 件)
建設行政関係	80.4% (86 件/107 件)	租税関係	10.0% (9 件/90 件)
商工・農林行政関係	75.0% (9 件/12 件)	建設行政関係	3.7% (4 件/107 件)
環境衛生行政関係	74.3% (26 件/35 件)	職員関係	0.0% (0 件/41 件)
厚生福祉行政関係	71.4% (20 件/28 件)	教育行政関係	0.0% (0 件/35 件)

(2) 民事事件における判決等の状況

① 事件種別の判決等

第 6 図は、民事事件における判決等を事件種別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「土地・建物等に関する事件」1,712 件で、全体 (2,334 件) の 73.4%を占めている。

第 6 図 民事事件における判決等の事件種別の状況 (平成 16 年度中)



(注) 民事事件における判決等総数：2,334 件

② 判決等のあった裁判所

表 12 は、民事事件における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」1,980 件で、全体（2,334 件）の 84.8%を占めている。

表 12 民事事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	民事事件
簡易裁判所	123 件 (5.3%)
地方裁判所	1,980 件 (84.8%)
高等裁判所	173 件 (7.4%)
最高裁判所	58 件 (2.5%)
合 計	2,334 件 (100.0%)

③ 判決等の内容

第 7 図は、民事事件における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 2,334 件のうち、市勝訴等件数は 1,411 件で、市勝訴率は 60.5%（前年度比 1.0%増）となっている。一方、市敗訴等件数は 89 件で、市敗訴率は 3.8%（同 0.4%増）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 47 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（2,334 件）の 62.5%（同 0.4%増）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件種別にみると、「土地・建物等に関する事件」1,069 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「損害賠償請求事件」68 件が最も多くなっている。

第 7 図 民事事件における判決等（2,334 件）の内容別の状況

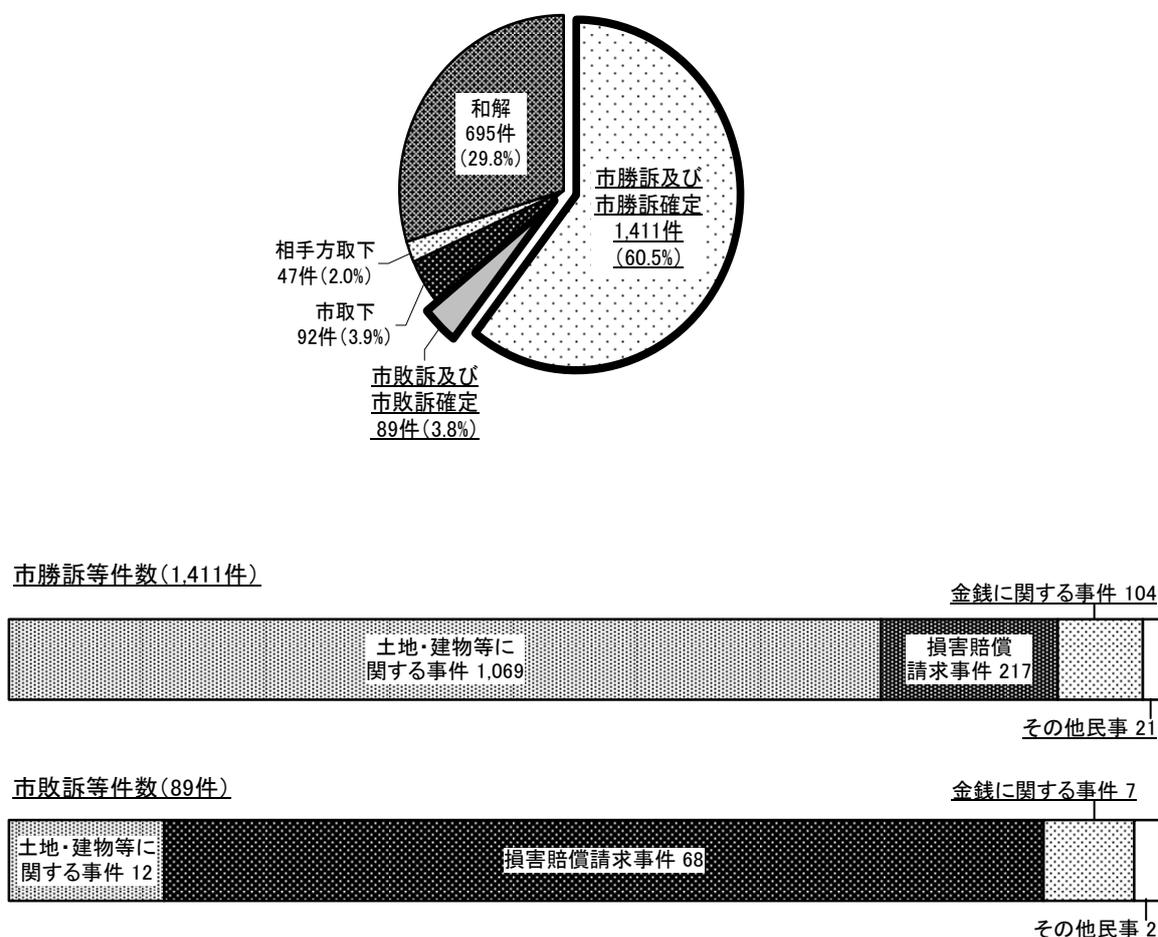


表 13 は、民事事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「土地・建物等に関する事件」62.4%で、市敗訴率が最も高いのは、「損害賠償請求事件」17.0%となっている。

表 13 民事事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率

事件種別	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件種別	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
土地・建物等に関する事件	62.4% (1,069 件/1,712 件)	損害賠償請求事件	17.0% (68 件/399 件)
損害賠償請求事件	54.4% (217 件/399 件)	金銭に関する事件	3.6% (7 件/195 件)
金銭に関する事件	53.3% (104 件/195 件)	土地・建物等に関する事件	0.7% (12 件/1,712 件)

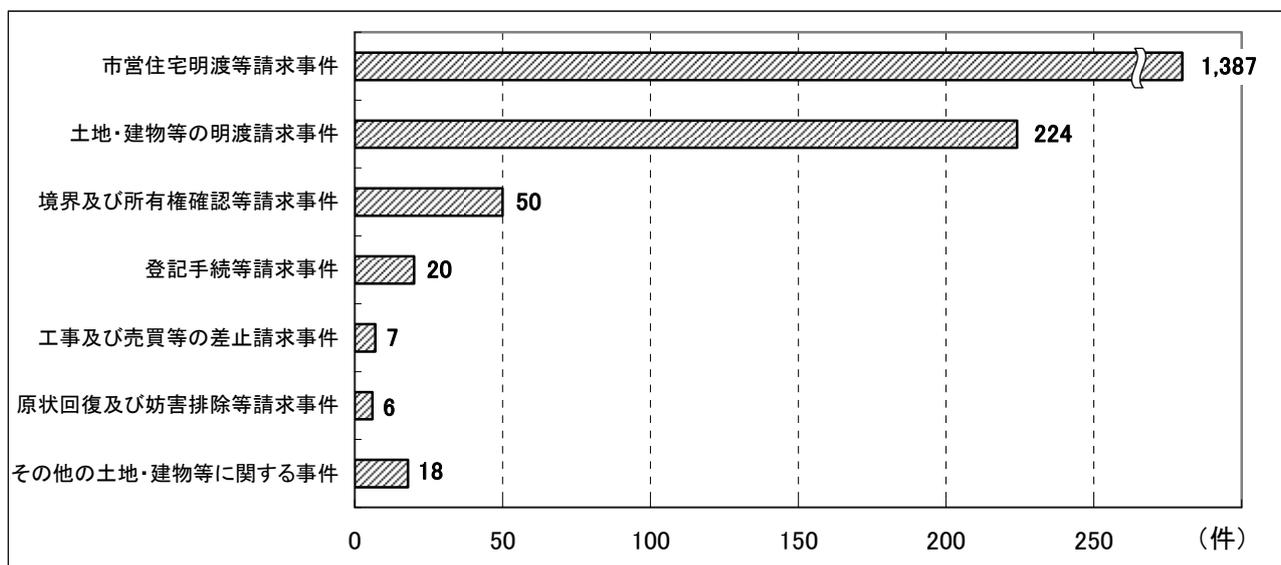
④ 事件類型別の判決等

ア. 土地・建物等に関する事件

a. 事件類型別の判決等

第 8 図は、民事事件のうち「土地・建物等に関する事件」における判決等を事件類型別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「市営住宅明渡等請求事件」1,387 件で、全体 (1,712 件) の 81.0%を占めている。

第 8 図 土地・建物等に関する事件における判決等の事件類型別の状況 (平成 16 年度中)



(注) 土地・建物等に関する事件における判決等総数：1,712 件

b. 判決等のあった裁判所

表 14 は、「土地・建物等に関する事件」における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」1,617件で、全体（1,712件）の94.5%を占めている。

表 14 土地・建物等に関する事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	土地・建物等に関する事件
簡易裁判所		22件 (1.3%)
地方裁判所		1,617件 (94.5%)
高等裁判所		57件 (3.3%)
最高裁判所		16件 (0.9%)
合計		1,712件 (100.0%)

c. 判決等の内容

第9図は、「土地・建物等に関する事件」における判決等を内容別に示したものである。判決等件数1,712件のうち、市勝訴等件数は1,069件で、市勝訴率は62.4%（前年度比3.3%増）となっている。一方、市敗訴等件数は12件で、市敗訴率は0.7%（同0.1%増）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は14件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（1,712件）の63.3%（同3.2%増）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件類型別にみると、「市営住宅明渡等請求事件」839件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「境界及び所有権確認等請求事件」及び「土地・建物等の明渡請求事件」2件が最も多くなっている。

第9図 土地・建物等に関する事件における判決等（1,712件）の内容別の状況

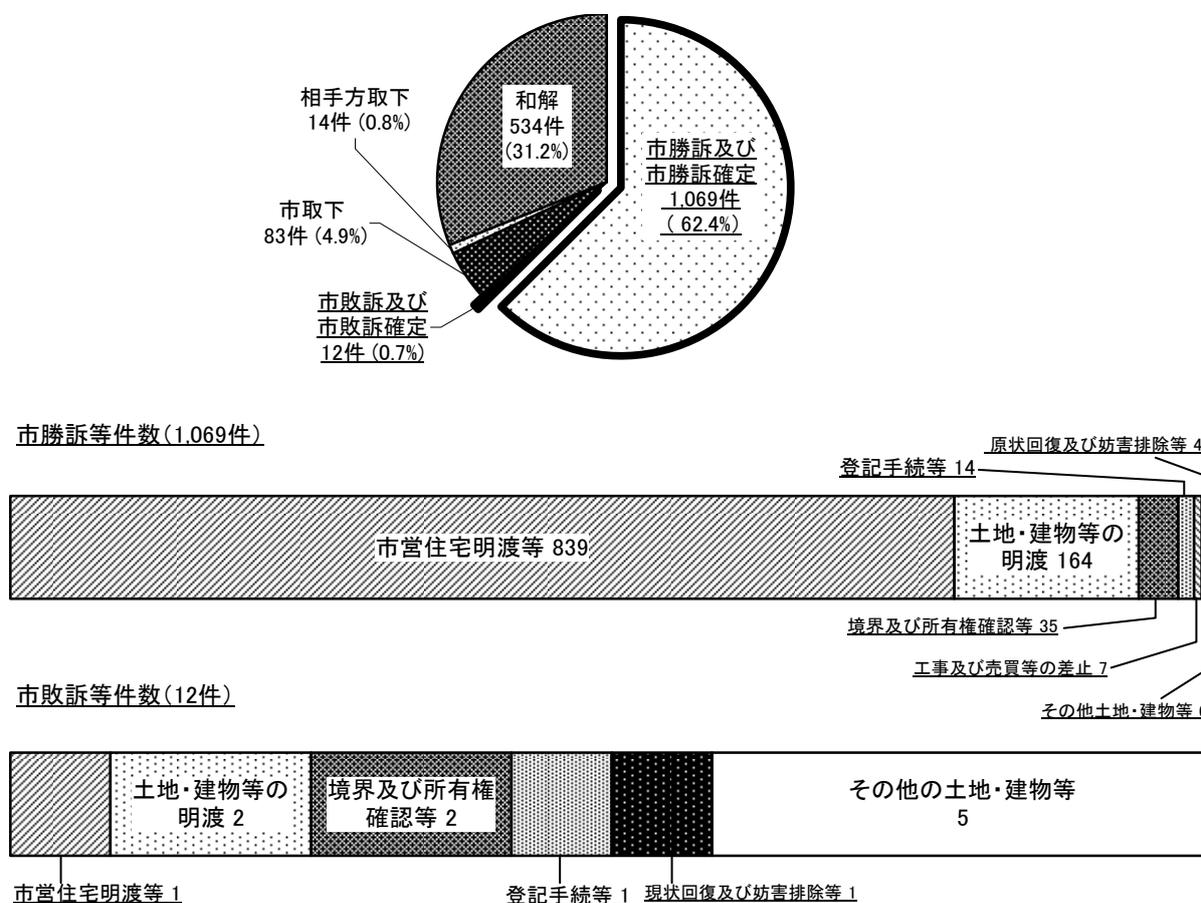


表 15 は、「土地・建物等に関する事件」における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「工事及び売買等の差止請求事件」100.0%で、市敗訴率が最も高いのは、「原状回復及び妨害排除等請求事件」16.7%となっている。

表 15 土地・建物等に関する事件における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率

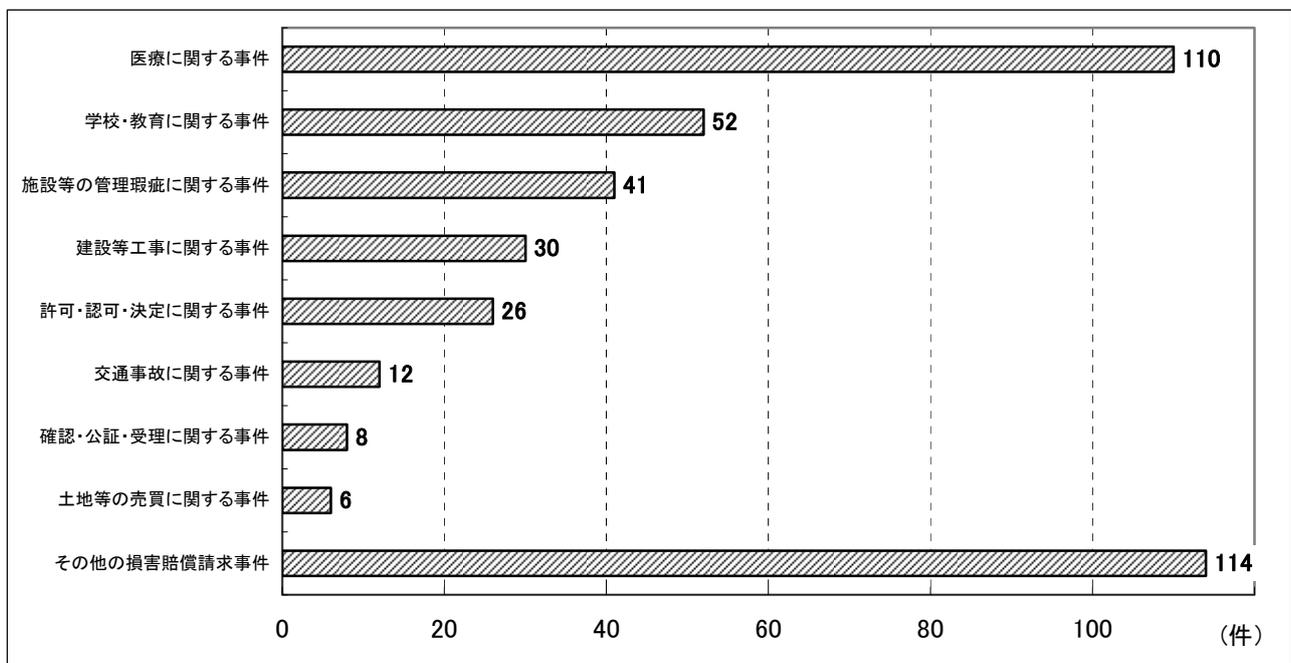
事件類型	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件類型	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
工事及び売買等の差止請求事件	100.0% (7件/7件)	原状回復及び妨害排除等請求事件	16.7% (1件/6件)
土地・建物等の明渡請求事件	73.2% (164件/224件)	登記手続等請求事件	5.0% (1件/20件)
境界及び所有権確認等請求事件	70.0% (35件/50件)	境界及び所有権確認等請求事件	4.0% (2件/50件)
登記手続等請求事件	70.0% (14件/20件)	土地・建物等の明渡請求事件	0.9% (2件/224件)
原状回復及び妨害排除等請求事件	66.7% (4件/6件)	市営住宅明渡等請求事件	0.1% (1件/1,387件)
市営住宅明渡等請求事件	60.5% (839件/1,387件)	工事及び売買等の差止請求事件	0.0% (0件/7件)

イ. 損害賠償請求事件

ア. 事件類型別の判決等

第 10 図は、民事事件のうち「損害賠償請求事件」における判決等を事件類型別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「医療に関する事件」110件で、全体(399件)の27.6%を占めている。

第 10 図 損害賠償請求事件における判決等の事件類型別の状況(平成16年度中)



(注) 損害賠償請求事件における判決等総数：399件

b. 判決等のあった裁判所

表 16 は、「損害賠償請求事件」における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」257 件で、全体 (399 件) の 64.4%を占めている。

表 16 損害賠償請求事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	損害賠償請求事件
簡易裁判所		17 件 (4.3%)
地方裁判所		257 件 (64.4%)
高等裁判所		92 件 (23.0%)
最高裁判所		33 件 (8.3%)
合 計		399 件 (100.0%)

c. 判決等の内容

第 11 図は、「損害賠償請求事件」における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 399 件のうち、市勝訴等件数は 217 件で、市勝訴率は 54.4% (前年度比 5.8%減) となっている。一方、市敗訴等件数は 68 件で、市敗訴率は 17.0% (同 3.6%増) となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 29 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体 (399 件) の 61.7% (同 5.6%減) が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件類型別にみると、「医療に関する事件」48 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「医療に関する事件」23 件が最も多くなっている。

第 11 図 損害賠償請求事件における判決等 (399 件) の内容別の状況

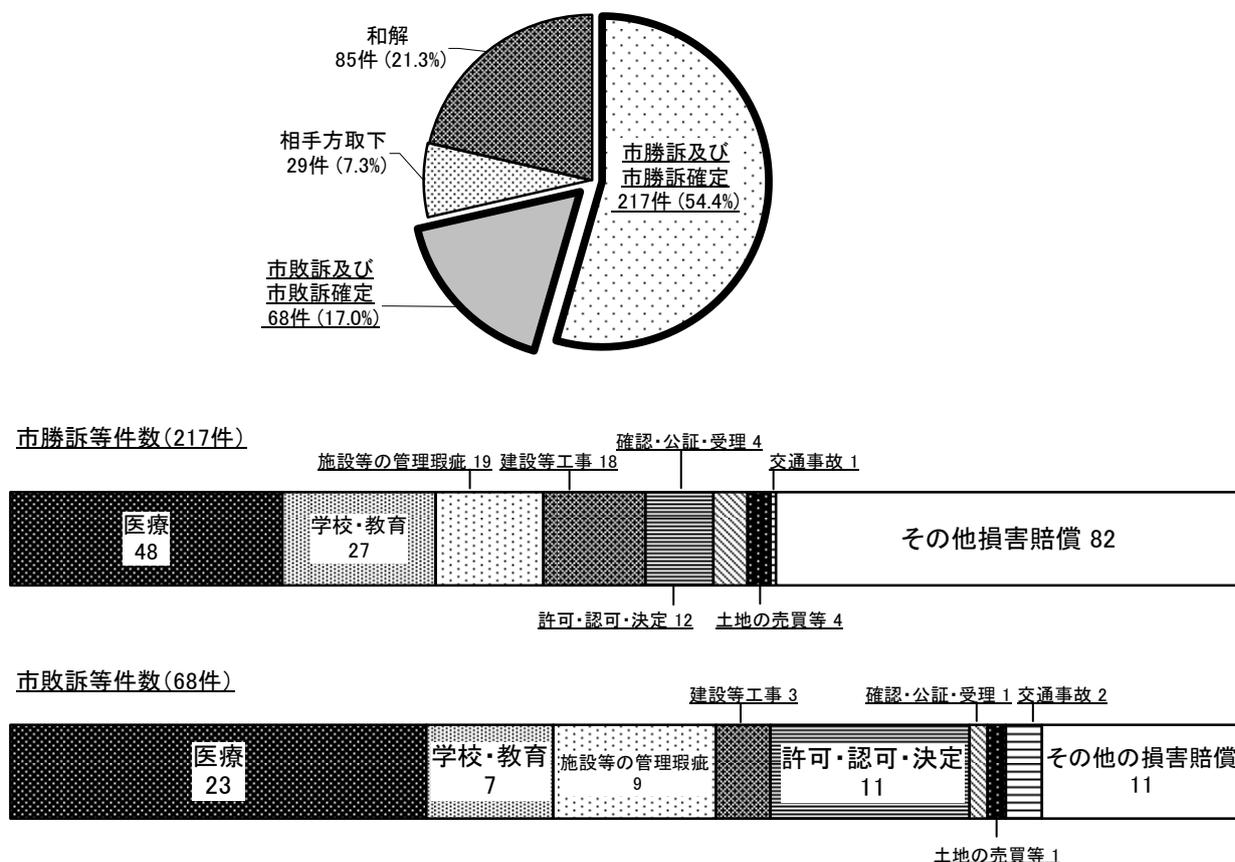


表 17 は、「損害賠償請求事件」における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「確認・公証・受理に関する事件」75.0%で、市敗訴率が最も高いのは、「許可・認可・決定に関する事件」42.3%となっている。

表 17 損害賠償請求事件における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率

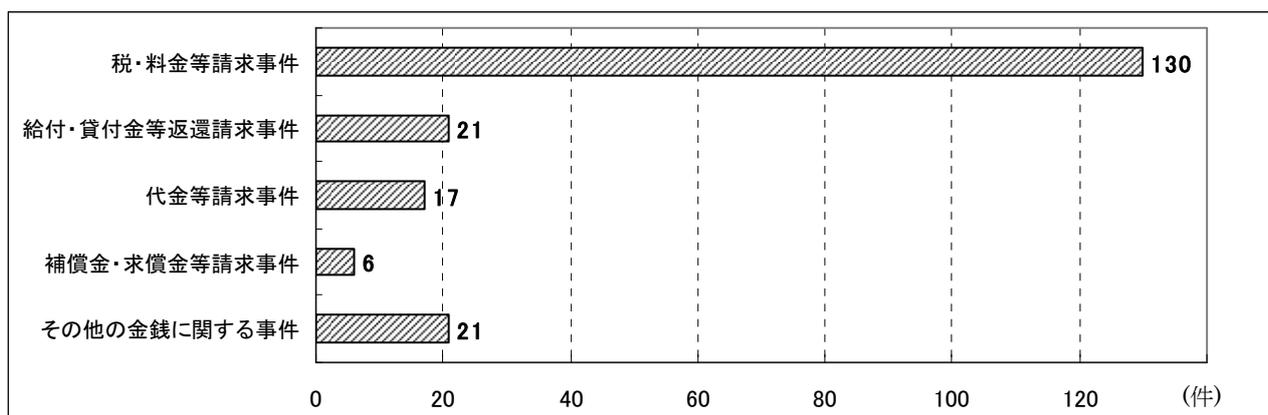
事件類型	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件類型	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
確認・公証・受理に関する事件	75.0% (6件/8件)	許可・認可・決定に関する事件	42.3% (11件/26件)
土地等の売買に関する事件	66.7% (4件/6件)	施設等の管理瑕疵に関する事件	22.0% (9件/41件)
建設等工事に 関する事件	60.0% (18件/30件)	医療に関する事件	20.9% (23件/110件)
学校・教育に 関する事件	51.9% (27件/52件)	交通事故に 関する事件	16.7% (2件/12件)
施設等の管理瑕疵 に関する事件	46.3% (19件/41件)	土地等の売買に 関する事件	16.7% (1件/6件)
許可・認可・決定に 関する事件	46.2% (12件/26件)	学校・教育に 関する事件	13.5% (7件/52件)
医療に関する事件	43.6% (48件/110件)	確認・公証・受理に 関する事件	12.5% (1件/8件)
交通事故に 関する事件	8.3% (1件/12件)	建設等工事に 関する事件	10.0% (3件/30件)

ウ. 金銭に関する事件

a. 事件類型別の判決等

第 12 図は、民事事件のうち「金銭に関する事件」における判決等を事件類型別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「税・料金等請求事件」130件で、全体（195件）の66.7%を占めている。

第 12 図 金銭に関する事件における判決等の事件類型別の状況（平成 16 年度中）



(注) 金銭に関する事件における判決等総数：195件

b. 判決等のあった裁判所

表 18 は、「金銭に関する事件」における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」93 件で、全体（195 件）の 47.7%を占めている。

表 18 金銭に関する事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	金銭に関する事件
簡易裁判所		83 件 (42.6%)
地方裁判所		93 件 (47.7%)
高等裁判所		14 件 (7.2%)
最高裁判所		5 件 (2.5%)
合 計		195 件 (100.0%)

c. 判決等の内容

第 13 図は、「金銭に関する事件」における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 195 件のうち、市勝訴等件数は 104 件で、市勝訴率は 53.3%（前年度比 4.0%増）となっている。一方、市敗訴等件数は 7 件で、市敗訴率は 3.6%（同 11.9%減）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 2 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（195 件）の 54.4%（同 9.0%減）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件類型別にみると、「税・料金等請求事件」63 件が最も多くなっている。

第 13 図 金銭に関する事件における判決等（195 件）の内容別の状況

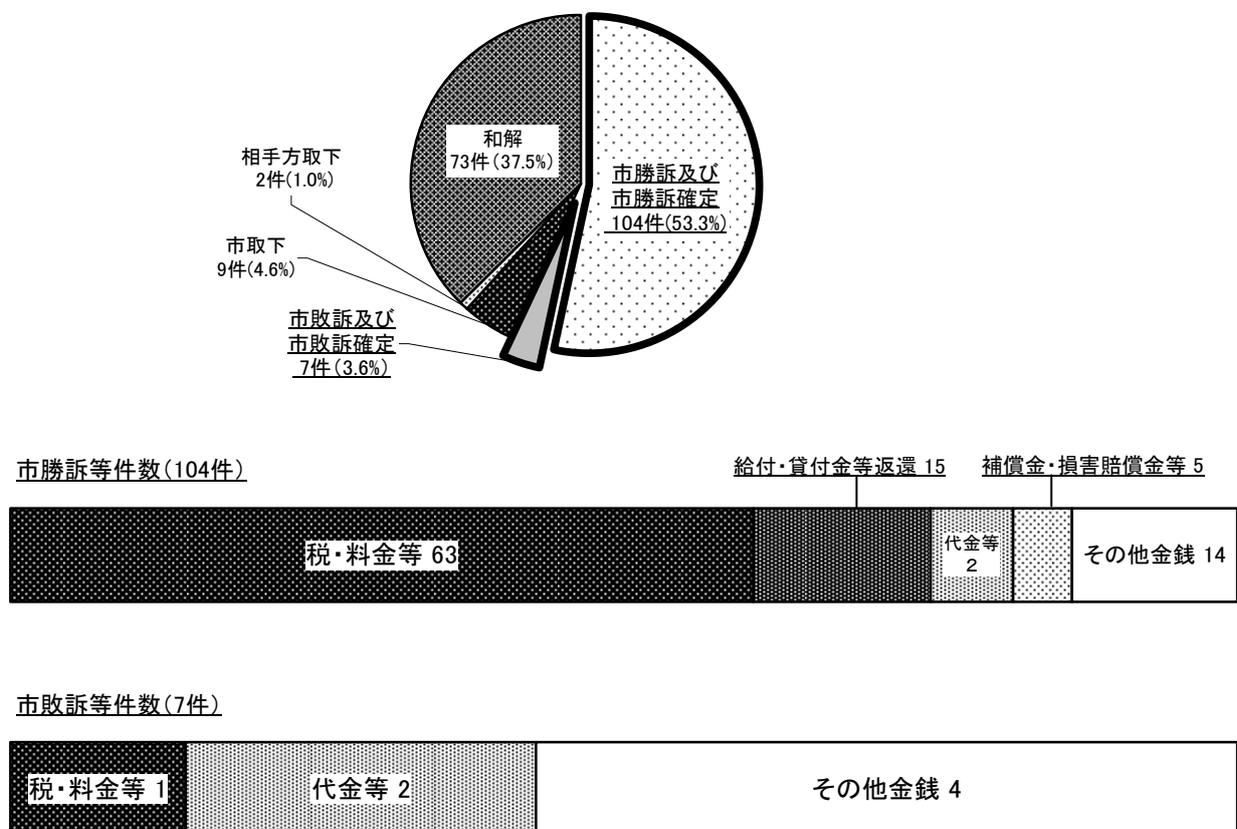


表 19 は、「金銭に関する事件」における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「補償金・求償金等請求事件」83.3%で、市敗訴率が最も高いのは、「代金等請求事件」11.8%となっている。

表 19 金銭に関する事件における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率

事件類型	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件類型	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
補償金・求償金等 請求事件	83.3% (5件/6件)	代金等請求事件	11.8% (2件/17件)
給付・貸付金等返還 請求事件	71.4% (15件/21件)	税・料金等請求事件	0.8% (1件/130件)
税・料金等請求事件	48.5% (63件/130件)	給付・貸付金等返還 請求事件	0.0% (0件/21件)
代金等請求事件	41.2% (7件/17件)	補償金・求償金等 請求事件	0.0% (0件/6件)

2. 訴訟係属期間

表 20 は、訴訟が提起され、判決が確定（取下、和解を含む。）するまでの訴訟係属期間について、事件が確定した裁判所別の平均係属期間を示したものである。最も係属期間が長いのは「最高裁判所における民事事件」の47.0ヶ月となっている。

表 20 各裁判所で確定した事件の平均係属期間

	行政事件	住民訴訟	民事事件
簡易裁判所	-	-	3.1ヶ月 (▲1.0)
地方裁判所	17.9ヶ月 (0.5)	23.0ヶ月 (2.2)	8.2ヶ月 (1.9)
高等裁判所	33.6ヶ月 (▲4.6)	37.9ヶ月 (▲3.1)	31.9ヶ月 (▲4.3)
最高裁判所	36.8ヶ月 (▲7.4)	43.2ヶ月 (▲8.6)	47.0ヶ月 (3.5)
全体	25.7ヶ月 (▲2.8)	30.4ヶ月 (▲0.2)	10.7ヶ月 (1.4)

(注) () は対前年度増減を示す。

第4章 住民訴訟

1. 住民訴訟の状況

(1) 係争中の住民訴訟の状況

表21は、係争中の住民訴訟の状況を示したものである。平成17年3月31日現在、住民訴訟は352件（前年度比3件増）で、全国755市の21.9%に当たる165市（同3件減）において係争中となっている。なお、表中の「4号住民訴訟（改正前）」とは、平成14年8月31日以前に提起された地方自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟を示し、「4号住民訴訟（改正後）」とは、平成14年9月1日以降に提起された改正後の同法第242条の2第1項第4号の住民訴訟を示す（以下、文中及び表中同じ）。

表21 係争中の住民訴訟（平成17年3月31日現在）の状況

	事件総数	事件総数/行政 事件の総数[759件]	該当市数	該当市の比率 〈該当市/全市[755市]〉	該当市/行政 事件が係争中 の市[274市]
住民訴訟	352件（ 3）	46.4%（▲1.0）	165市（▲3）	21.9%（▲1.7）	60.2%（▲5.9）
4号住民訴訟 （改正前）	75件（▲40）	9.9%（▲5.7）	48市（▲18）	6.4%（▲2.9）	17.5%（▲8.5）
4号住民訴訟 （改正後）	204件（ 49）	26.9%（ 5.8）	99市（ 19）	13.1%（ 1.9）	36.1%（ 4.6）

（注）1 4号住民訴訟（改正前）及び4号住民訴訟（改正後）は住民訴訟の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 4号住民訴訟の制度改正による区分は、平成16年度調査（平成15年度を対象）より反映。

人口段階別の状況

表22は、係争中の住民訴訟を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表22 係争中の住民訴訟における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当 市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	76.9% (10市/13市)	政令指定都市	4.8件 (48件/10市)	5万人未満 (8,949,629人)	4.6件 (41件)
50万人以上 100万人未満	68.4% (13市/19市)	25万人以上 50万人未満	2.9件 (86件/30市)	10万人以上 25万人未満 (24,314,034人)	4.0件 (97件)
25万人以上 50万人未満	45.5% (30市/66市)	50万人以上 100万人未満	1.8件 (24件/13市)	25万人以上 50万人未満 (22,953,725人)	3.7件 (86件)

(2) 平成 16 年度中に新たに提起された住民訴訟の状況

表 23 は、平成 16 年度中に新たに提起された住民訴訟の状況を示したものである。新たに提起された住民訴訟は 157 件（前年度比 15 件減）で、全国 755 市の 12.1%に当たる 91 市（同 6 件減）において提起されている。

表 23 平成 16 年度中に新たに提起された住民訴訟の状況

	事件総数	事件総数/新たに提起された行政事件の総数[368 件]	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[755 市]>	該当市/新たに行政事件が提起された市[170 市]
住民訴訟	157 件 (▲15)	42.7% (▲1.1)	91 市 (▲6)	12.1% (▲1.5)	53.5% (▲3.9)
4 号住民訴訟	113 件 (▲18)	30.7% (▲2.6)	66 市 (▲5)	8.7% (▲1.3)	38.8% (▲3.2)

(注) 4 号住民訴訟は住民訴訟の内数、() は対前年度増減を示す。

① 人口段階別の状況

表 24 は、新たに提起された住民訴訟を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

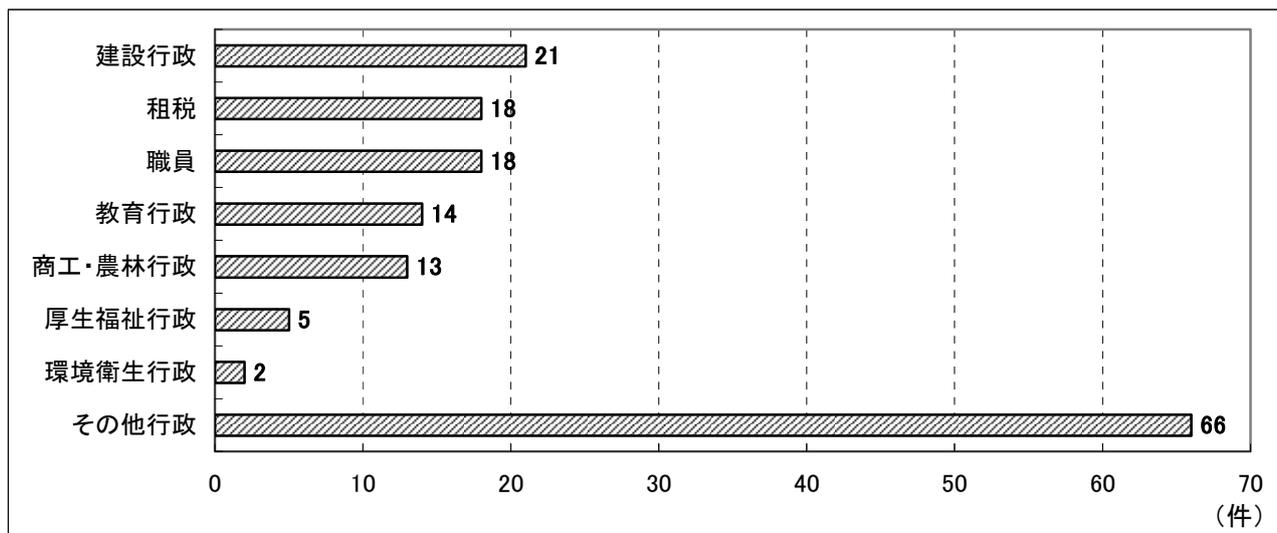
表 24 新たに提起された住民訴訟における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	46.2% (6 市/13 市)	政令指定都市	2.2 件 (13 件/6 市)	5 万人未満 (8,949,629 人)	2.3 件 (21 件)
50 万人以上 100 万人未満	42.1% (8 市/19 市)	50 万人以上 100 万人未満	2.1 件 (17 件/8 市)	10 万人以上 25 万人未満 (24,314,034 人)	1.9 件 (47 件)
25 万人以上 50 万人未満	27.3% (18 市/66 市)	5 万人以上 10 万人未満	1.8 件 (28 件/16 市)	5 万人以上 10 万人未満 (17,059,714 人)	1.6 件 (28 件)

② 事件種別の状況

第 14 図は、新たに提起された住民訴訟を事件種別に示したものである。事件数が最も多いのは、「建設行政関係」21 件で、全体（157 件）の 13.4%を占めている。

第 14 図 新たに提起された住民訴訟における事件種別の状況（平成 16 年度中）



(注) 新たに提起された住民訴訟の総数：157 件

(3) 平成 16 年度中の住民訴訟における判決等の状況

表 25 は、平成 16 年度中の住民訴訟における判決等の状況を示したものである。住民訴訟における判決等は 207 件（前年度比 19 件減）となっている。

表 25 平成 16 年度中の住民訴訟における判決等の状況

	判決等総数	新たに提起された事件における判決等件数	新たに提起された事件における判決等件数／判決等総数
住民訴訟	207 件（▲19）	24 件（ 4）	11.6%（ 2.8）
4号住民訴訟（改正前）	83 件（▲37）	—（—）	—（—）
4号住民訴訟（改正後）	72 件（ 38）	14 件（ 6）	19.4%（▲4.1）

(注) 1 4号住民訴訟（改正前）及び4号住民訴訟（改正後）は住民訴訟の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

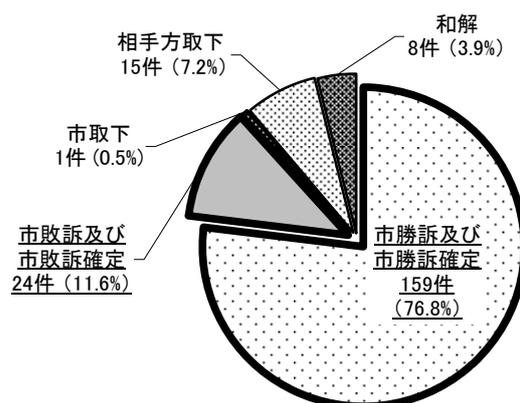
2 判決等総数及び判決等件数は和解、取下を含む。

3 4号住民訴訟の制度改正による区分は、平成 16 年度調査（平成 15 年度を対象）より反映。

第 15 図は、住民訴訟における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 207 件のうち、市勝訴等件数は 159 件で、市勝訴率は 76.8%（前年度比 0.2%減）となっている。一方、市敗訴等件数は 24 件で、市敗訴率は 11.6%（同 2.3%増）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 15 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（207 件）の 84.1%（同 1.7%減）が市の主張に沿った結果になったといえる。

第 15 図 住民訴訟における判決等（207 件）の内容別の状況



2. 地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号住民訴訟の状況

(1) 係争中の 4 号住民訴訟の状況

係争中の 4 号住民訴訟の状況は、21 ページの表 30 参照。

① 4 号住民訴訟（改正前）の状況

人口段階別の状況

表 26 は、係争中の 4 号住民訴訟（改正前）を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表 26 係争中の 4 号住民訴訟（改正前）における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	53.8% (7 市/13 市)	政令指定都市	2.4 件 (17 件/7 市)	5 万人未満 (8,949,629 人)	1.8 件 (16 件)
50 万人以上 100 万人未満	15.8% (3 市/19 市)	5 万人未満	1.8 件 (16 件/9 市)	政令指定都市 (20,640,148 人)	0.8 件 (17 件)
25 万人以上 50 万人未満	15.2% (10 市/66 市)	25 万人以上 50 万人未満	1.7 件 (17 件/10 市)	25 万人以上 50 万人未満 (22,953,725 人)	0.7 件 (17 件)

② 4 号住民訴訟（改正後）の状況

人口段階別の状況

表 27 は、係争中の 4 号住民訴訟（改正後）を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「25 万人以上 50 万人未満」が「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表 27 係争中の 4 号住民訴訟（改正後）における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	61.5% (8 市/13 市)	25 万人以上 50 万人未満	3.3 件 (63 件/19 市)	25 万人以上 50 万人未満 (22,953,725 人)	2.7 件 (63 件)
50 万人以上 100 万人未満	42.1% (8 市/19 市)	政令指定都市	3.0 件 (24 件/8 市)	10 万人以上 25 万人未満 (24,314,034 人)	2.3 件 (56 件)
25 万人以上 50 万人未満	28.8% (19 市/66 市)	50 万人以上 100 万人未満	1.8 件 (14 件/8 市)	5 万人未満 (8,949,629 人)	2.1 件 (19 件)

(2) 平成 16 年度中に新たに提起された 4 号住民訴訟の状況

平成 16 年度中に新たに提起された 4 号住民訴訟の状況は、22 ページの表 34 参照。

① 人口段階別の状況

表 28 は、新たに提起された 4 号住民訴訟を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

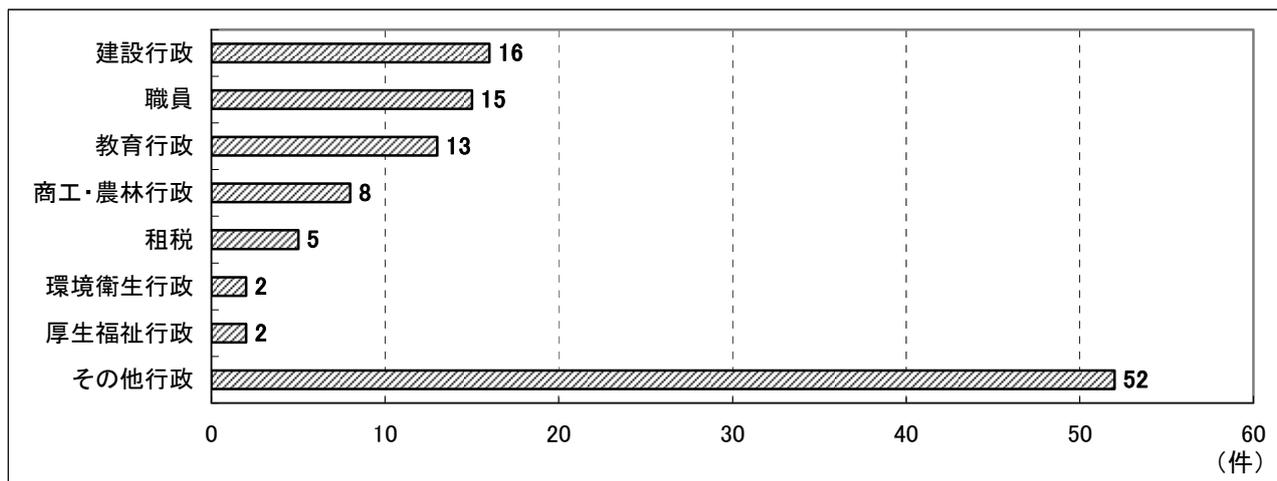
表 28 新たに提起された 4 号住民訴訟における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	38.5% (5 市/13 市)	政令指定都市	2.4 件 (12 件/5 市)	5 万人未満 (8,949,629 人)	1.5 件 (13 件)
50 万人以上 100 万人未満	36.8% (7 市/19 市)	50 万人以上 100 万人未満	2.0 件 (14 件/7 市)	10 万人以上 25 万人未満 (24,314,034 人)	1.4 件 (33 件)
25 万人以上 50 万人未満	19.7% (13 市/66 市)	25 万人以上 50 万人未満	1.9 件 (25 件/13 市)	50 万人以上 100 万人未満 (11,899,285 人)	1.2 件 (14 件)

② 事件種別の状況

第 16 図は、新たに提起された 4 号住民訴訟を事件種別に示したものである。事件数が最も多いのは、「建設行政関係」16 件で、全体（113 件）の 14.2%を占めている。

第 16 図 新たに提起された 4 号住民訴訟における事件種別の状況（平成 16 年度中）



(注) 新たに提起された 4 号住民訴訟の総数：113 件

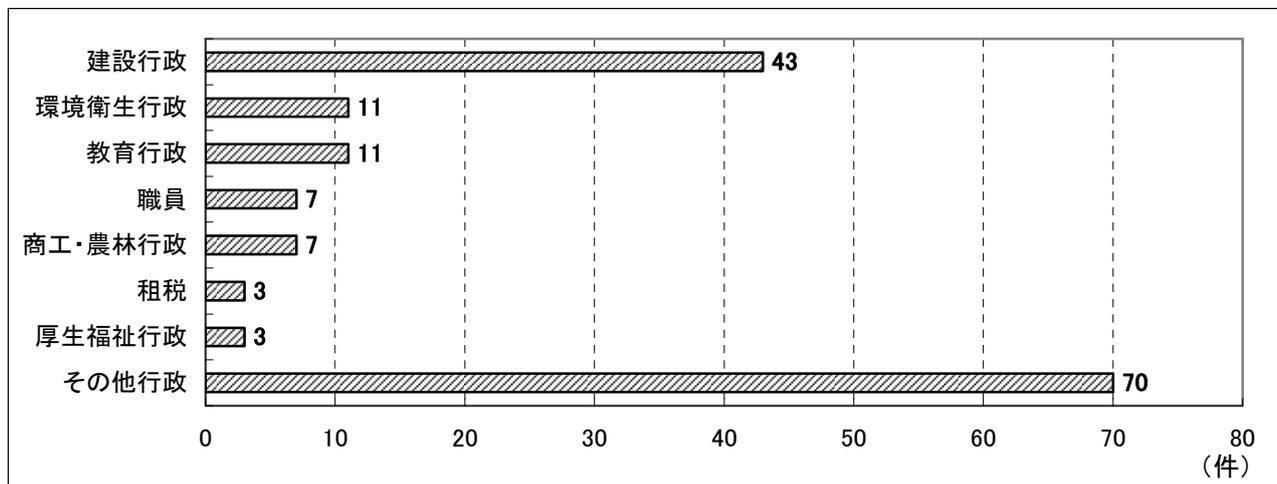
(3) 平成 16 年度中の 4 号住民訴訟における判決等の状況

平成 16 年度中の 4 号住民訴訟における判決等の状況は、24 ページの表 38 を参照。

① 事件種別の判決等

第 17 図は、4 号住民訴訟における判決等を事件種別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「建設行政関係」43 件で、全体（155 件）の 27.7%を占めている。

第 17 図 4 号住民訴訟における判決等の事件種別の状況（平成 16 年度中）



(注) 4 号住民訴訟における判決等総数：155 件

② 判決等のあった裁判所

表 29 は、4号住民訴訟における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」90件で、全体（155件）の58.0%を占めている。

表 29 4号住民訴訟における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	4号住民訴訟
地方裁判所		90件 (58.0%)
高等裁判所		48件 (31.0%)
最高裁判所		17件 (11.0%)
合計		155件 (100.0%)

③ 判決等の内容

第18図は、4号住民訴訟における判決等を内容別に示したものである。判決等件数155件のうち、市勝訴等件数は112件で、市勝訴率は72.3%（前年度比5.7%減）となっている。一方、市敗訴等件数は22件で、市敗訴率は14.2%（同3.8%増）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は14件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（155件）の81.3%（同2.5%減）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件種別にみると、「建設行政関係」35件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「環境衛生行政関係」4件が最も多くなっている。

第18図 4号住民訴訟における判決等（155件）の内容別の状況

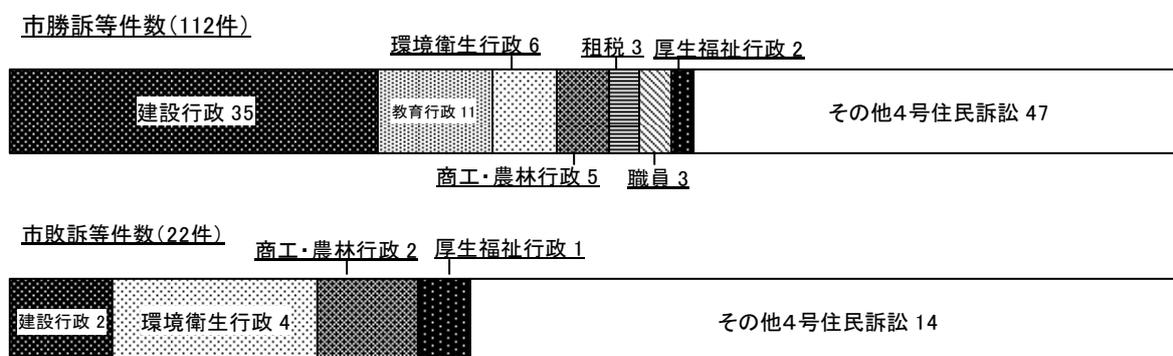
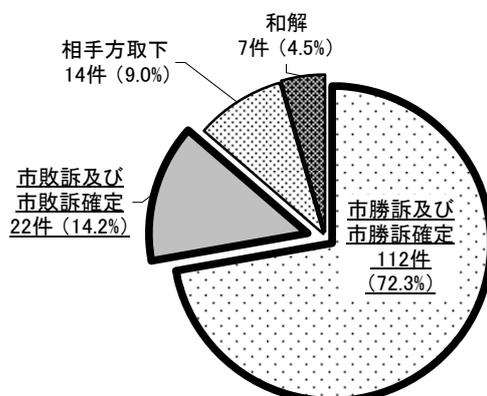


表 30 は、4 号住民訴訟事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「租税関係」「教育行政関係」100.0%で、市敗訴率が最も高いのは、「環境衛生行政関係」36.4%となっている。

表 30 4 号住民訴訟事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率

事件種別	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件種別	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
租税関係	100.0% (3 件/3 件)	環境衛生行政関係	36.4% (4 件/11 件)
教育行政関係	100.0% (11 件/11 件)	厚生福祉行政関係	33.3% (1 件/3 件)
建設行政関係	81.4% (35 件/43 件)	商工・農林行政関係	28.6% (2 件/7 件)
商工・農林行政関係	71.4% (5 件/7 件)	建設行政関係	4.7% (2 件/43 件)
厚生福祉行政関係	66.7% (2 件/3 件)	職員関係	0.0% (0 件/7 件)
環境衛生行政関係	54.5% (6 件/11 件)	租税関係	0.0% (0 件/3 件)
職員関係	42.9% (3 件/7 件)	教育行政関係	0.0% (0 件/11 件)